

京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金 (駐車場・農地等再エネ導入促進事業)

令和7年度 「ソーラーカーポート」補助金概要説明

令和7年9月18日
京都府地球温暖化防止活動推進センター



● 補助金概要

事業の目的

京都府では、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、再生可能エネルギー設備の設置場所において、あまり利用が進まなかった場所などで、地域課題の解決や経営支援につながる再生可能エネルギー導入を展開することとしています。本補助金は、**駐車場や農地、ため池**といった場所への再生可能エネルギーの導入を促進するため、**太陽光発電設備の導入費用**や**太陽光発電設備に付帯する蓄電池の導入費用**を支援するものです。

● 補助対象者

(1)事業をおこなう個人（個人事業主）又は法人

(2)以下のいずれにも該当しないこと

ア. 京都府税を滞納している者

イ. 京都府暴力団排除条例に掲げる暴力団員等

● 補助対象事業

- 【1】 京都府内の駐車場等にソーラーカーポートを新たに設置する事業
- 【2】 申請者の敷地内で30%以上を自家消費して、50%以上を京都府内の需要家が消費することを目的とするもの。
※固定価格買取制度（FIT等）による売電は対象外。
- 【3】 環境価値をJクレジット等で取引する場合も対象外。ただし、余剰電力の販売は可とする。

● 主な設備要件

ア. 太陽光発電設備【駐車場等】

イ. 蓄電池【駐車場等】

- (1) 上記の太陽光発電設備の付帯設備として、同時に申請・導入するものであること
⇒蓄電池単体での申請はできません
- (2) 再生可能エネルギー設備によって発電した電気を蓄電するもので、平時において充放電を繰り返し、返すことを前提とした設備とすること
⇒商用電源から蓄電池への充電は行わないようにしてください
- (3) 国実施要領に定める価格以下の蓄電システムとなるよう努めること。
⇒蓄電池導入費用（工事費込・税抜）が下記の価格以下となるよう努めること。

4,800Ah・セル未満相当のkWh: 12.5万円/kWh

4,800Ah・セル以上相当のkWh: 11.9万円/kWh

● 補助金額

駐車場等（ソーラーカーポート）

● 補助金額

「ソーラーカーポート」
設備導入費用

（工事費込み、税抜き）

×

補助率（1/3）

補助上限200万円

プラス
+

「蓄電池」設備導入費用

（工事費込み、税抜き）

×

補助率（1/3）

補助上限（次のいずれか低い方）

- ・ 100万円※
- ・ 家庭用規格 4.7万円/kWh
- ・ 業務用規格 約5.3万円/kWh

※災害時に地域に電力を提供する場合は
上限200万円

同時に設置する場合

● 補助対象者

事業を行う個人又は法人（地方公共団体は除く）

ソーラーカーポート導入の注意点

設置場所

- ・「ソーラーカーポート」の全高はおよそ3m～4m。
- ・ 周りに日光を遮る高さの建築物があると、発電効率が下がってしまいます。できるだけ東西南向きに開けた「駐車場」に導入することをお勧めします。

導入費用

- ・「ソーラーカーポート」は「カーポート」の屋根部に、一体型/搭載型共「太陽光発電モジュール」が載るため「カーポート」が荷重に耐えられる強度が必要です。同時に十分な「基礎工事」も必要になります。

メンテナンス

- ・「ソーラーカーポート」も経年劣化は発生します。「カーポート」本体、太陽光発電設備、蓄電池は、メンテナンスが必要です。メンテナンスも含めた導入計画をおこないましょう。

省エネ

- ・事業で消費する電力量を「ソーラーカーポート」を導入し、発電された電気を自家消費すれば、消費電力は削減され、電気代もCO2排出量も減らすことが可能です。あわせて、事業所の省エネに取り組む（LEDの導入や空調設備の省エネ化等、店舗や事務所であれば断熱改修等）ことにより、さらに、エネルギー消費を減らすことが可能です。

「ソーラーカーポート」の工期

流れ	1	2	3	4	5	6	7	8
実 施 事 項	プランニング 現場調査	詳細設計 地盤調査	建築確認申請書類作成 (申請書類・図面・構造計算書等)	建築確認申請書類提出	検査機関 自治体による確認	確認済証受領	ソーラーカーポート建築工事	完了検査受検 検査済証受領 引渡し



「建築確認申請」について

土地に定着し柱と屋根がある場合、「建築物」に該当します。

建築確認申請は「事前申請」です。

建築確認申請が必要な場合に、当該申請をおこなわず建築されたものは補助対象となりません。

建築確認申請：建築基準法第6条第1項及び第6条の2に基づき、建築主事又は指定検査確認機関の確認を受けるために建築主がおこなう申請行為。



建築確認申請に関する詳細は、
管轄土木事務所又は各市町村の担当課までお問合せください。

申請手続きについて：建築主事または指定確認検査機関に提出

申請費用：・ 特定行政庁（京都府内であれば各土木事務所、京都市と宇治市は市役所）に支払う申請手数料
・ 指定確認検査機関に支払う申請手数料

「確認済証」の交付を受けた後、工事着手できます

建築確認申請に係るその他の注意事項

○ 導入場所が「市街化調整区域」の場合

市街化調整区域では、建築物の建築等が厳しく制限されており、原則行うことができません。
ただし、都市計画法に基づき許可等を受けることにより、建築等が認められる場合があります。

(出典：京都府HP 京都府建設交通部建築指導課 より抜粋)

○ 導入場所が「都市計画区域外」の場合

建築確認申請が不要となる場合が多いですが、詳細は京都府内の土木事務所又は市町村の担当課
にお問合せください。

○ 建築確認申請が不要の場合

建築基準法第15条及び建築基準法施行規則第8条より、
建築物を建築する場合は、建築確認申請が不要の場合であっても 「建築工事届」を建築主事等
に提出しなければなりません。

(該当建築物又は当該工事にかかる部分の床面積の合計が10㎡以内である場合を除く。)

建築確認申請が不要な場合は、「建築工事届」の御提出をお願いいたします。

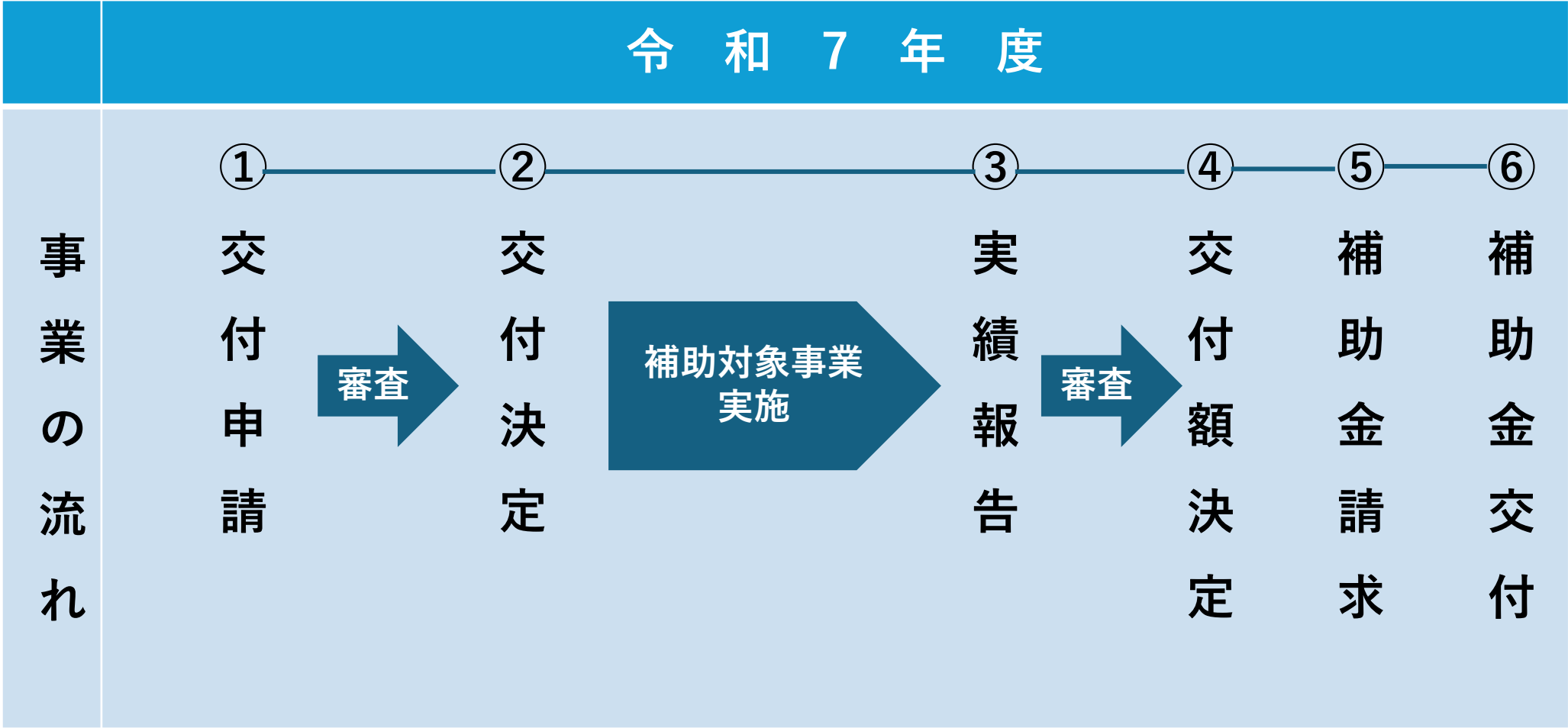
● 注意点 補助対象外経費の例

- ・ 「建築確認申請」の申請手数料
- ・ 「登記事項証明書」の発行に係る手数料
- ・ ソーラーカーポート設置のために敷地や駐車場を整備した経費
- ・ ソーラーカーポートを設置した敷地の整備（舗装・車止め等）費用
- ・ ソーラーカーポートの付属設備の内、機能や安全を担保する設備以外の費用
- ・ 目隠しや、風除けのための「側壁」や「側面」の設置・施工費用
- ・ 「処分費」（工事残土（基礎工事分も含む）や既設設備の処分）
- ・ メンテナンス料、保険料等

※ 「諸経費」と記載されているものについて、内訳が不明な場合は、**全額「補助対象外経費」と判断します。**

※ 「値引きに」については、**補助対象経費から値引きされたものか、補助対象外経費からされたものかを**
明確にしてください。明確でない場合、**申請を受理できません。**

● 事業・申請の流れ



● 申請

交付申請

- 契約及び事業着手前に補助金の交付申請をおこなってください。
- 交付申請は申請窓口まで、申請者がご持参ください。

交付申請受付期間

- 令和7年5月7日～令和8年1月30日

「事前着手届」について

やむを得ない事由により、交付申請後から交付決定前に契約締結又は工事着手しようとする場合は、**「事前着手届」**を提出して下さい。

	交付決定前	交付決定後
原則	①見積のみ着手可	②発注③契約④工事着手⑤納品 ⑥検収⑦支払
「事前着手届」を提出した場合	①見積②発注③契約⑦支払(前払金)は着手可	④工事着手⑤納品⑥検収⑦支払(残額又は全額)

実績報告

事業完了後、実績報告書及び必要書類を、**以下のア・イのうちいずれか早い日までに**提出して下さい。＜**必着**＞

- ア 補助対象工事完了日から60日以内
- イ 令和8年2月27日(金)

交付申請書及び実績報告書の提出先

京都府地球温暖化防止活動推進センター
(NPO法人京都地球温暖化防止府民会議)
補助金窓口(土日祝休業・平日:9時~17時)

〒604-8417
京都市中京区西ノ京内畑町41-3
TEL:075-803-1129

京都府内の導入事例

事業概要

所在地	京都府宇治市
その他（特筆事項）	電気設備卸売業。 自社営業所の消費電力を全量自家消費することでエネルギーコストの削減をおこなう。

導入設備、事業の効果

発電容量	太陽光パネル出力 5.94kW パワコン出力 5.5kW
設置タイプ	太陽光発電一体型（駐車場：2台分、Panasonic）
蓄電池容量	6.3kWh
電力使途	全量自家消費（営業所社屋）
事業開始	令和5年2月

完成写真



事業概要

所在地	京都府京都市伏見区
その他（特筆事項）	工作機械等の卸売業。KESステップ1取得。 社屋で全量自家消費。本事業により全消費電力量の80%ほどを補う。 脱炭素経営を目指す。

導入設備、事業の効果

発電容量	太陽光パネル出力5.95 kW パワコン出力5.9kW
設置タイプ	太陽光発電搭載型（駐車場:2台分 サンエイ）
蓄電池容量	16.4kWh
電力用途	全量自家消費
事業開始	令和6年2月

完成写真



特定建築主等 再エネ導入促進事業



事業の目的

京都府では、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（平成27年京都府条例第42号）に基づき、一定規模以上の建築物を新築又は増築する場合に、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを発生させるために必要な設備を一定の基準以上導入することを義務付けています。

本補助金は、

その再エネ導入義務の基準を1 kw以上超えて太陽光発電設備を導入する場合に、太陽光発電設備の導入費用や太陽光発電設備に付帯する蓄電池の導入費用を支援するものです。

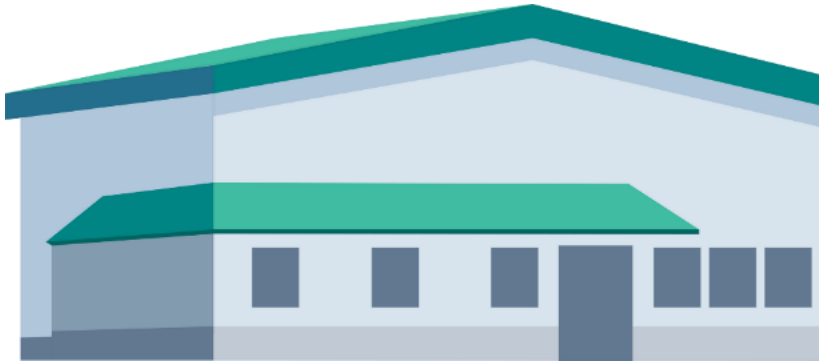
また、再エネ導入義務が課される以前に建築された建築物や既存の建築物についても、同様の支援を実施します。

【補助対象者】

○京都府内において事業を行う個人又は法人

（国及び地方公共団体は除く）

※個人住宅は対象外



【補助金額】

①太陽光発電設備

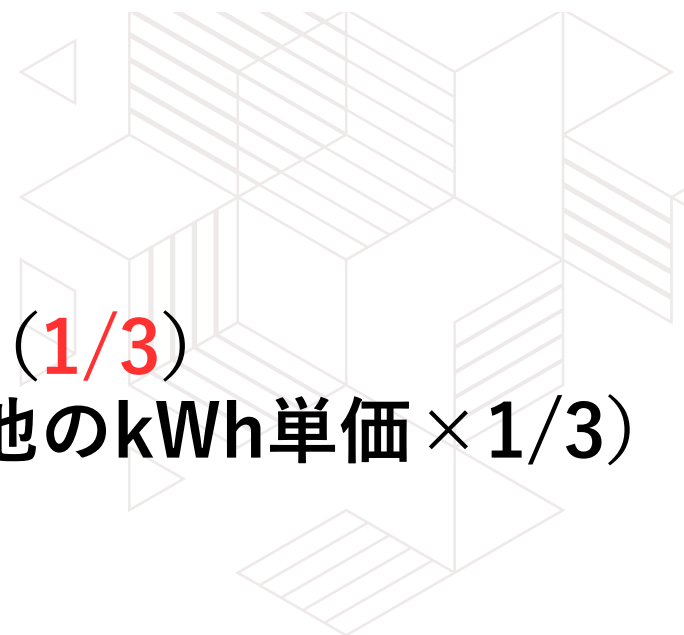
補助金額は次のいずれか金額の低いものとします

- (ア) 補助率 (5万円/kw) × 設備導入量 (kw)
- (イ) 基準量に上乗せして導入する費用
- (ウ) 補助上限 (900万円)

②蓄電池

補助金額は次のいずれか金額の低いものとします

- (ア) 設備導入費用 (工事費込、税抜) × 補助率 (1/3)
- (イ) 補助上限 (蓄電池容量 × 要件に定める蓄電池のkWh単価 × 1/3)
- (ウ) 補助上限 (100万円)



【申請のポイント】

- FIT売電は不可
- 延床面積300㎡以上
- 基準量 + 1kw以上が補助対象
- 50%以上自家消費
- 余剰売電可
- PPA・リース可



< 蓄電池 >

☆蓄電池単体の申請不可

☆蓄電池の単価上限

以下に定める蓄電池のkWh単価

(家庭用) 4,800Ah ・セル相当の kWh 未満 : 14.1 万円 / kWh (工事費込、税抜)

(業務用) 4,800Ah ・セル相当の kWh 以上 : 16.0 万円 / kWh (工事費込、税抜)

共同住宅共用部 再エネ導入促進事業



事業の目的

京都府では、

「2050年温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指しており、再生可能エネルギーの導入等を促進することは、温室効果ガスの排出の抑制を図る上で重要であるだけでなく、府民が安心・安全に使用することができるエネルギーの安定的な確保においても重要です。

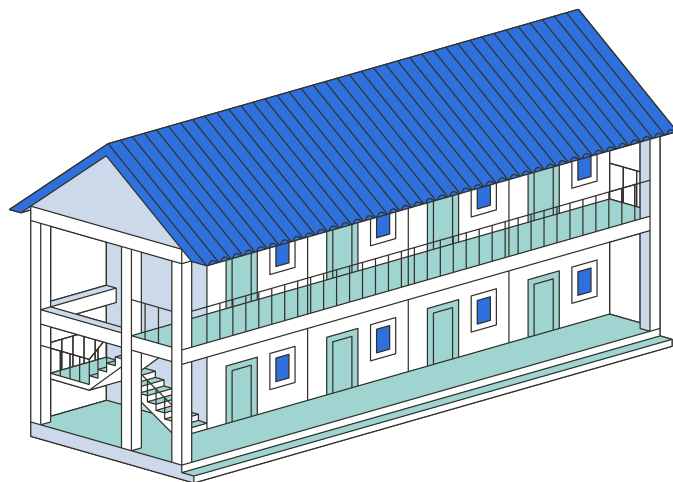
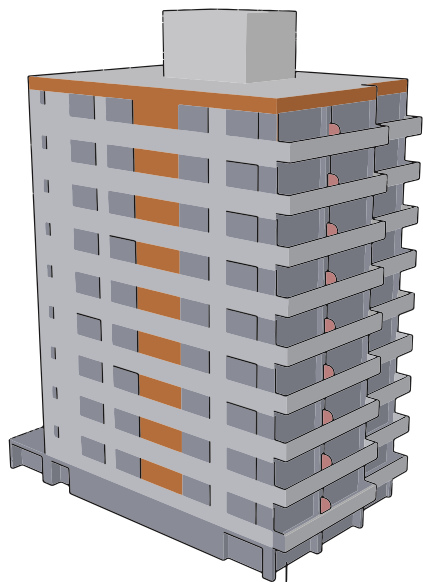
とりわけ共同住宅は、災害時に防災拠点としての役割も期待され、エネルギー自立化及びレジリエンス強化が求められることから、共同住宅の共用部に太陽光発電設備及び蓄電池を導入し、その役割を強化しようとする場合に導入費用を支援します。

【補助対象者】

○京都府内の共同住宅の管理組合・建築主

○共同住宅の所有者

（国及び地方公共団体は除く）



【補助金額】

①太陽光発電設備

補助金額は次のいずれか金額の低いものとします

(ア) 補助率 (5万円/kw) × 設備導入量 (kw)

(イ) 補助上限 (200万円)

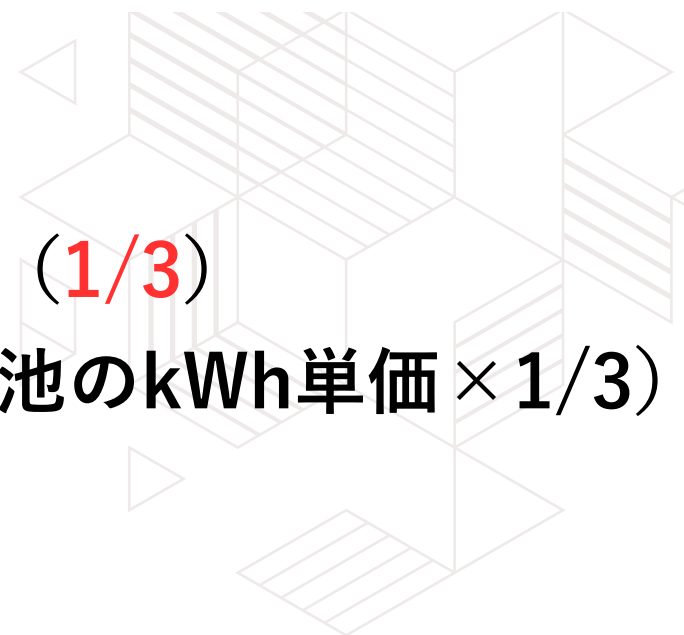
②蓄電池

補助金額は次のいずれか金額の低いものとします

(ア) 設備導入費用 (工事費込、税抜) × 補助率 (1/3)

(イ) 補助上限 (蓄電池容量 × 要件に定める蓄電池のkWh単価 × 1/3)

(ウ) 補助上限 (100万円)



【申請のポイント】

- FIT売電は不可
- 共用部のみで消費されること
- 50%以上自家消費
- PPA・リース不可
- 太陽光と蓄電池同時設置
- 余剰売電可

<蓄電池>

☆蓄電池単体の申請不可

☆蓄電池の単価上限

以下に定める蓄電池のkWh単価

(家庭用) 4,800Ah ・セル相当の kWh 未満： 14.1 万円／ kWh (工事費込、税抜)

(業務用) 4,800Ah ・セル相当の kWh 以上： 16.0 万円／ kWh (工事費込、税抜)



【申請期限】

①交付申請受付期間

令和7年5月7日（水）～令和8年1月30日（金）

②実績報告期間

以下のいずれか早い日までに提出してください＜必着＞

（ア）補助対象工事完了から60日以内

（イ）令和8年2月27日（金）必着



【申請・お問合せ先】

特定建築主等再エネ導入促進事業
共同住宅共用部再エネ導入促進事業

京都府総合政策環境部 脱炭素社会推進課

TEL:075-414-4298（土日祝を除く、平日9:00～17:00）



ご清聴ありがとうございました

本補助金の詳細は、
京都府地球温暖化防止活動推進センターのホームページ内、
補助金サイト：https://www.kcfca.or.jp/project/carport_agripv/でご確認ください。

京都府地球温暖化防止活動推進センター

